

総合事業 (通所サービス)	要支援1・事業対象者 【利用回数：週1回】	1月につき 1,798 (3,596) <5,394>
	要支援2 【利用回数：週1回】	
サービス提供時間 (概ね10:00~16:00)	要支援2・事業対象者(注1) 【利用回数：週2回】	1月につき 3,621 (7,242) <10,863>

(注1) 事業対象者の認定を受けた方で介護予防ケアマネジメントにおいて必要と判断された場合には、週2回の利用が可能となります。

加算項目

口腔機能向上加算(Ⅱ)	1月につき 160 (320) <480>	
栄養改善加算	1月につき 200 (400) <600>	
一体的サービス提供加算	1月につき 480 (960) <1440>	
栄養アセスメント加算	1月につき 50 (100) <150>	
若年性認知症利用者受入加算	1月につき 240 (480) <720>	
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)/(Ⅱ)	6月につき 20 (40) <60> / 5 (10) <15>	
科学的介護推進体制加算	1月につき 40 (80) <120>	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1・事業対象者 【利用回数：週1回】	1月につき 88 (176) <264>
	要支援2 【利用回数：週1回】	
	要支援2・事業対象者(注1) 【利用回数：週2回】	1月につき 176 (352) <528>
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に9.2%を乗じた単位数で算定 (【所定単位数に9.2%を乗じた単位数×2】で算定) <【所定単位数に9.2%を乗じた単位数×3】で算定>	

* 送迎を行わない場合、片道47円(2割負担:94円)<3割負担:141円>を減算します。

* 口腔機能向上加算(Ⅱ)…口腔機能の維持、向上を図るために、歯科衛生士等が計画した口腔機能向上サービスを実施します。

* 栄養改善加算…低栄養状態にある方、またはそのおそれのある方に、管理栄養士等が計画した栄養改善サービスを実施します。

* 一体的サービス提供加算…口腔機能向上サービスと栄養改善サービスを合わせて実施する場合に算定。

* 栄養アセスメント加算…管理栄養士等が栄養アセスメント(低栄養状態のリスクや課題の把握)を行います。

* 口腔・栄養スクリーニング加算…利用開始及び利用中6月ごとに口腔及び栄養状態の確認を行います。

* 科学的介護推進体制加算…利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、そこから得られるデータを個別支援計画の見直しなどに活用する体制を整えます。

* サービス提供体制強化加算(Ⅰ)…通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上である場合に算定される加算。(区分支給限度基準額の算定対象からは除外)

* 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)…介護職員等の賃金改善に充てる費用。(区分支給限度基準額の算定対象からは除外)

食費など

【昼食 750円】
【朝粥 150円(希望により)】
【入浴 500円(希望により)】

営業日

月曜日～土曜日
※年末年始(12/31～1/3)は休業いたします。
※祝日は営業